

国立大雪青少年交流の家 バス運行基準

平成26年7月16日
所 長 裁 定

国立大雪青少年交流の家（以下、「交流の家」という。）が保有する大型バス及びマイクロバス（以下、「バス」という。）の運行について、適正な運行、利用者へのサービス及び公平性の確保、利用者と職員の安全を確保するため、以下のとおり基準を定める。

（運行の原則）

第1 バスは、次の各号全てに該当する場合に運行することを原則とする。

ただし、交流の家の教育事業及び共催事業（以下、「主催事業」という。）において参加者等の送迎を行う場合はこの限りではない。

- (1) 利用日の3週間前までに利用申込書等の必要書類を提出していること。
- (2) 平日の運行であること。
- (3) 交流の家出発時刻が8時30分以降、交流の家到着時刻が15時30分以前であること。
- (4) 乗車人数が20名以上であること。
- (5) 交流の家から概ね1時間以内（概ね片道50キロ）であること。
- (6) バスの発車から到着までの間の途中乗車、降車がないこと。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる団体からのバス運行の申請については、運転手の勤務状況、運行の安全性の確保の可否を総合的に判断し、安全運転管理者（以下「管理者」という。）が運行の可否を決定する。

- (1) 美瑛町の団体
- (2) 学校団体
- (3) 社会教育関係団体
- (4) 研修支援上の特別配慮を要する団体

（運行の範囲）

第2 運行範囲は北海道内とする。

2 管理者が特別な事由があると認める時は、北海道外の地域にバスを運行させることができる。ただし、北海道外において運行する時は、自動車の管理及び運用の統括者（以下、「統括者」という。）の許可を受けることとする。

（運行の基準）

第3 管理者は、運行先の道路状況、交通事情等を考慮して所要時間に余裕をもった行程を定める。

2 管理者は、主催事業でバス運行を行う場合は、1名以上の職員を添乗させる。

3 管理者は、1日のバス運行距離が300kmを超える場合、交代要員の職員を同乗させる。なお、バスの運行計画上、1名でしか運行できない場合は、原則として、1日の運行距離を300km以内とする。

(運行の許可)

第4 バス運行の申請に対する運行許可は、総括者が行う。

- 2 前項の運行決定後に、運行時間の変更等軽微な変更があった場合は、管理者に報告するものとする。

(運行の調整)

第5 バス運行の申請が重複した場合の調整は、重複した運行に係る団体の到着、出発時間の調整により行う。

ただし、到着、出発時間の調整が不可である場合の利用優先順位は次のとおりとする。

- (1) 第一順位 主催事業
 - (2) 第二順位 宿泊利用団体
 - (3) 第三順位 利用申込書を3週間前に提出した団体
 - (4) 第四順位 学校団体
 - (5) 第五順位 青少年団体
 - (6) 第六順位 交流の家の利用又はバス利用が初めての団体
 - (7) 第七順位 交流の家の前年度の利用において、バスを利用していない団体
 - (8) 第八順位 バスの乗車可能人数内であり、乗車人数が多い団体
- 2 前項の規定にかかわらず、特別な配慮を要すると管理者が認める場合は、優先して運行するものとする。

附 則

この基準は、平成26年7月16日から実施する。

(様式1)

国立大雪青少年交流の家 バス運行計画表(平成 年 月分)

平成 年 月 日現在

日	曜日	現地出発 時間	出発地～目的地	車両	運転手	勤務時間	
			(団 体 名)				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
31							

様式2

バ ス 運 行 予 定 変 更 承 認 書

所 長	次 長	管理係長	管理係	事業推進室長	バス担当	申請者

使用年月日		
使用団体		
追加・変更内容		
	
	
	
(管理係記載欄)	運転者への通知	済 ・ 未済
	修正運行予定表の作成	済 ・ 未済